



鳥取県公報

平成16年 4月13日(火)
第 7 5 7 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (270) (福祉保健課) 1
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (271) (＃) 2
	生活保護法による診療所の再開の届出 (272) (＃) 2
	保育士試験の施行に関する事務の委任 (273) (子ども家庭課) 2
	貸金業の規制等に関する法律に基づく貸金業務取扱主任者研修の実施に関する 事務の委任 (274) (経済政策課) 2
	県営土地改良事業計画の変更 (275) (耕地課) 3
	土地改良事業の同意 (276) (＃) 3
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (277) (都市計画課) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (278) (治山砂防課) 4
	公有水面の埋立てに関する工事のしゅん工の認可 (279) (空港港湾課) 4
	災害危険区域の指定 (280) (建築課) 5
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (281) (会計管理室) 6
内水面漁 管委告示	平成16年度第 5 種共同漁業権者に係る増殖目標量 (1) 6
議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (2) (総務課) 7

告 示

鳥取県告示第270号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団清水皮膚科形成外科医 院法勝寺内科クリニック	西伯郡西伯町大字法勝寺286 - 4	平成16年 4月 1日
ドラッグストアケイ・アイ堂薬局	鳥取市桂木250 - 2	平成16年 3月24日

アイプラス調剤薬局	米子市両三柳1898 - 3	平成16年 4月 1日
とみよし調剤薬局	西伯郡日吉津村大字日吉津1417 - 1	”

鳥取県告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団荒川耳鼻咽喉科	米子市東福原六丁目 1 - 24	平成16年 2月29日
医療法人社団清水皮膚科形成外科医院法勝寺内科クリニック	西伯郡西伯町大字法勝寺398	平成16年 3月31日

鳥取県告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
医療法人社団荒川耳鼻咽喉科	米子市東福原六丁目12 - 43	平成16年 3月 1日

鳥取県告示第273号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定に基づき、次の法人を指定試験機関に指定し保育士試験の実施に関する事務の一部を行わせることとしたので、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第15条の規定により告示する。

平成16年 4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定試験機関の名称
社団法人全国保育士養成協議会
- 2 主たる事務所の所在地
東京都千代田区富士見一丁目 2 - 32
- 3 試験事務を行う事務所の所在地
東京都千代田区富士見一丁目 2 - 32
- 4 試験事務を行わせることとした日
平成16年 4月 1日

鳥取県告示第274号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第24条の7第10項の規定に基づき、同項に規定する内閣総理大臣が指定するものに貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務（以下「研修事務」という。）を行わせることとしたので、次のとおり告示する。

平成16年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 研修事務を行わせることとした機関の名称
社団法人全国信販協会
- 2 主たる事務所の所在地
東京都千代田区鍛冶町一丁目5 - 7
- 3 研修事務を行わせることとした日
平成16年3月31日

鳥取県告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区農業用排水、農道整備、区画整理、ため池等整備、客土及び暗きょ排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成16年4月13日から23日間
- 3 縦覧に供する場所
西伯町、会見町及び岸本町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に申し立てること。

鳥取県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、米子市が行う土地改良事業（基盤整備促進事業尾高地区農業用排水）について、平成16年4月8日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成16年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第277号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、郡家町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第

2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画下水道 郡家町公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第278号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

飯戸地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域

土 地	標 柱
西伯郡大山町大字飯戸字上ノ山752	1号
西伯郡大山町大字飯戸字上ミ上ノ山820 - 2	2号
西伯郡大山町大字飯戸字上ミ水穴792 - 2	3号
西伯郡大山町大字飯戸字水穴790	4号
西伯郡大山町大字飯戸字水穴788 - 1	5号
西伯郡大山町大字飯戸字水穴762	6号
西伯郡大山町大字飯戸字水穴760 - 1	7号
西伯郡大山町大字飯戸字上ノ山754 - 1	8号
西伯郡大山町大字飯戸字上ノ山706	9号

鳥取県告示第279号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん工を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 しゅん工認可を受けた者の名称及び代表者の氏名

淀江漁港管理者

鳥取県

鳥取県知事 片山善博

2 埋立の免許の年月日及び番号

平成14年1月30日漁港第3088号

3 しゅん工認可の年月日

平成16年4月6日

4 埋立区域

(1) 位置

西伯郡淀江町大字今津字浜田267 - 36及び267 - 37の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 西伯郡淀江町大字西原字白浜1328 - 8に所在する西原4等三角点(北緯35度27分29秒、東経133度25分23秒)から26度37分21秒、843.64メートルの地点

2の地点 1の地点から269度9分59秒、122.65メートルの地点

3の地点 2の地点から33度54分13秒、6.30メートルの地点

4の地点 3の地点から87度29分26秒、1.93メートルの地点

5の地点 4の地点から357度44分8秒、0.82メートルの地点

6の地点 5の地点から89度11分35秒、117.16メートルの地点

(3) 面積

725.35平方メートル

5 関係図書の閲覧場所

淀江町役場

鳥取県告示第280号

鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)第2条第1項の規定により、災害危険区域としての区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部建築課及び西部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

飯戸地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域

土 地	標 柱
西伯郡大山町大字飯戸字上ノ山752	1号
西伯郡大山町大字飯戸字上ミ上ノ山820 - 2	2号
西伯郡大山町大字飯戸字上ミ水穴792 - 2	3号
西伯郡大山町大字飯戸字水穴790	4号
西伯郡大山町大字飯戸字水穴788 - 1	5号
西伯郡大山町大字飯戸字水穴762	6号
西伯郡大山町大字飯戸字水穴760 - 1	7号

西伯郡大山町大字鉾戸字上ノ山754 - 1

8号

西伯郡大山町大字鉾戸字上ノ山706

9号

鳥取県告示第281号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成16年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務及び委任を受けた出納員

次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。

委 任 さ せ た 事 務	委 任 を 受 け た 出 納 員
恩給過払金の返還金の収納事務	鳥取県総務部福利厚生室 室 長 補 佐 竹内 和久
鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則（昭和62年鳥取県規則第56号）第13条に規定する奨学金に係る返還金の収納事務	鳥取県総務部人権局人権推進課兼同和对策課 課 長 補 佐 衣笠 公議 鳥取県総務部人権局同和对策課 副 主 幹 古川 義秀
鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）第5条第1項及び第2項に規定する掛金の収納事務	鳥取県福祉保健部障害福祉課 課 長 補 佐 吹野 英明 在 宅 福 祉 係 長 明場 達朗
児童扶養手当過誤払い返納金の収納事務	鳥取県福祉保健部子ども家庭課 課 長 補 佐 中林 宏敬 次世代育成支援係長 勢川 洋之
理学療法士等修学資金貸付規則（昭和49年鳥取県規則第23号）第10条に規定する貸付金の返還金の収納事務	鳥取県福祉保健部医務薬事課 主 幹 上山 憲二
看護職員修学資金貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）第11条に規定する貸付金の返還金の収納事務	鳥取県福祉保健部医務薬事課 副 主 幹 前田 信彦
鳥取県中小企業設備資金貸付規則（昭和39年鳥取県規則第55号）第3条に基づく貸付金及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）第3条に基づく貸付金の収納事務	鳥取県商工労働部経済政策課 主 事 坂本 貢一

2 委任期間

平成16年4月14日から平成17年3月31日まで

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者が、平成16年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成16年4月13日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 湯 村 良 章

第5種共同漁業権者			増 殖 目 標 量									
免許 番号	漁業権 者の名 称	漁場の 区域	種 苗 の 放 流					産 卵 床 の 造 成			ぼら及びせ いごの稚魚 のそ上支援 のための障 害物の除去 (回)	
			あ ゆ (千尾)	渓流漁 (千尾)	こ い (千尾)	ふ な (千尾)	うなぎ (千尾)	わかさ ぎ (千粒)	わかさ ぎ (平 方 メー ト ル)	しらう お (平 方 メー ト ル)		え び (平 方 メー ト ル)
内 共 第 1 号	千代川 漁業協 同組合	千代川 水系に 係る河 川	1,450	150	-							
内 共 第 2 号	天神川 漁業協 同組合	天神川 水系に 係る河 川	140	60	-							
内 共 第 3 号	日野川 水系漁 業協同 組合	日野川 水系に 係る河 川	2,000	170	-		3.2					
内 共 第 4 号	湖山池 漁業協 同組合	湖山池			-	70	2.5	80,000	300	600	2,000	1
内 共 第 5 号	東郷湖 漁業協 同組合	東郷池			-	50	3	-	5,000	2,000	2,000	1

注 渓流魚は、やまめ（さくらますを含む。）、いwana、あまご（さつきますを含む。）及びにじますのことをいう。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第18条の規定により、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成16年4月13日

鳥取県議会議長 前 田 宏

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況					
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ
7件	2件	1件			4件	

2 異議申立ての件数及び処理状況

該当なし